

佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、既存住宅の流通促進を図るため、既存住宅の売買時における既存住宅状況調査に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存住宅

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）（以下、「登録規程」という。）第2条第3項に定める、新築住宅以外の住宅をいう。

(2) 既存住宅状況調査

登録規程第2条第4項に定める、既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分等の状況の調査をいう。

(3) 既存住宅状況調査技術者

登録規程第2条第5項に定める、既存住宅状況調査を行う技術者で、この規定により国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証明書を有する者をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する既存住宅状況調査を行う事業者（以下、「補助事業者」という。）とする。

(1) 既存住宅状況調査の経験がない事業者。

(2) 佐賀県内に本店を有する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する、免許を受けて宅地建物取引業を営む者。

2 第1項の補助事業者は自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の2号から7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者であってはならない。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する既存住宅状況調査とする。

- (1) 佐賀県内に所在する既存住宅
 - (2) 居住を目的として、売買に供する一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）
- 2 前各号の規定にかかわらず、補助金の交付決定の前に調査に着手した事業は、補助対象としない。

(補助金対象経費及びその補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費、これに対する補助率及び補助限度額は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、一の既存住宅に1回のみとし、第2条第2号に規定する既存状況調査に要する費用のみを対象とする。

- 2 補助金の交付対象経費には消費税等は含まないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が定める日までに提出しなければならない。

- 2 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、20日とする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付条件等)

第8条 規則第5条の規定による補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容の変更をしようとするとき又は、補助事業を中止もしくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (5) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取り扱いに準じ、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するように努めること。

(実績報告書)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了した日から起算して1箇

月を経過した日又は翌年1月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付決定の内容（第8条第1項第1号の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、補助金額確定通知書（様式第5号）により通知する。

（補助金の交付）

第11条 この補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後、交付できるものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金の請求は、補助金交付請求書（様式第6号）のとおりとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

（1）偽りその他不正の手段等により、補助金の交付を受けたとき

（2）補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき

（補助金の返還）

第13条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第14条 知事は、補助金の交付等について必要があるときは、交付決定者に対して報告を求め、当該申請に係る書類及び現地調査を行い、又は必要な事項を指示することができる。

（アンケート調査等への協力）

第15条 本事業において既存住宅状況調査を実施した補助事業者は、既存住宅状況調査の促進に向けたアンケート調査の情報提供等に協力すること。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

別表 1

補助対象経費	補助率	補助限度額
既存住宅状況調査費	既存住宅状況調査を行った既存住宅1戸について、既存住宅状況調査に要した経費の100%	既存住宅状況調査に係る助成を行う既存住宅1戸につき66,000円

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住所
名称
氏名
生年月日 年 月 日

令和3年度佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付申請書

既存住宅状況調査を実施したいので、佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の効果
- 4 住宅の概要

所在地	佐賀県
構造 (階数・構造種別)	階数： 構造： 木造 鉄骨造 その他
床面積 (住宅部分のみ)	m ² (平方メートル)

- 5 補助事業の内容

完了予定年月日	令和 年 月 日
見積金額	円

- 6 交付申請額 円

(添付書類)

- (1) 見積り書

※申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、①行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。併せて、②本事業における補助金の対象者である旨の誓約をお願いします。

なお、この様式に記載された個人情報は、佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付のため及び以下の誓約事項の確認のために使用します。また、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用することがあります。

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- ① 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ② 宅地建物取引業を営む以外の者ではありません。また、既存住宅状況調査の経験がある者ではありません。
- ③ 自己及び自社は県税を未納している者ではありません。

名 称
氏 名

佐賀県知事

令和3年度佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付決定通知書

令和3年月日付けで申請のあった令和3年度佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和3年月日付けで申請のあった既存住宅状況調査普及促進事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 規則及び要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業の内容の変更をしようとするとき又は、補助事業を中止もしくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
 - (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
 - (5) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取り扱いに準じ、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するように努めること。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金を他の用途へ使用したとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日、又は、令和4年1月31日のいずれか早い日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式第4号）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

名 称
氏 名

令和3年度佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費
変更（中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け建第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止、廃止）したいので、佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱第8条第1項第1号の規定により、申請します。

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更（中止、廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする金額が比較できる書面を添付すること。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

名 称
氏 名

令和3年度佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け建第 号で交付決定のあったこのことについて、佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の完了年月日 令和 年 月 日

2 補助事業の交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 調査内容、調書者の資格が確認できる書類
- (2) 申請者が既存住宅状況調査事業者等に対し調査費用を支払ったことが確認できる書類（請求書等で、費用の内訳が確認できるもの）

様式第5号（第10条関係）

建 第 号
令和 年 月 日

名 称
氏 名

佐賀県知事

令和3年度佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け建第 号で交付決定した令和3年度佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金の額については、佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり確定します。

交付決定額	円
確 定 額	円

佐賀県知事 様

名 称
氏 名

令和3年度佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け建第 号で額の確定通知があった佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則第15条及び佐賀県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

振込指定口座※

金融機関名	銀行・信用金庫 農業協同組合 ()	本店・支店 支所・出張所 ()
預金種別	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号	(口座番号を右詰で記入してください)	
フリガナ		
口座名義人		

※申請者本人が口座名義人になっているものに限りません。